

岩手大学契約事務取扱規則

平成 16 年 4 月 1 日 制 定
令和 7 年 4 月 18 日 最終改正

目次

第 1 章	総則	(第 1 条～第 2 条)
第 2 章	競争参加者の資格	(第 3 条～第 5 条)
第 3 章	公告等及び競争	(第 6 条～第 23 条)
第 4 章	落札者の決定等	(第 24 条～第 25 条)
第 5 章	指名競争契約	(第 26 条～第 28 条)
第 6 章	随意契約	(第 29 条～第 32 条)
第 7 章	契約の締結	(第 33 条～第 36 条)
第 8 章	監督と検査	(第 37 条～第 43 条)
第 9 章	代価の納入及び支払	(第 44 条～第 45 条)
第 10 章	委員会の設置	(第 46 条)
第 11 章	雑則	(第 47 条)
附則		

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、岩手大学会計規則（以下「会計規則」という。）の定めるところにより、岩手大学が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって、契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 岩手大学が締結する契約事務の取扱いについては、会計規則及びこの規則による他は、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成 13 年文部科学省訓令第 22 条）を準用する。

第 2 章 競争参加者の資格

(競争に参加させることができない者)

第 3 条 経理責任者は、売買、賃貸借、請負その他の契約につき会計規則第 37 条及び第 38 条に規定する競争に付するときは、特別の理由がある場合を除く他、未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、精神の機能の障害により当該契約を締結するにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行う能力を有しない者並びに破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(競争に参加させないことができる者)

第 4 条 経理責任者は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様と

する。

一 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。

六 この項（この号を除く。）の規程により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

（競争参加者の資格）

第5条 会計規則第37条及び38条に規定する競争に参加できる者の認定は、文部科学省の参加資格を準用するものとする。ただし、総務省に有効な資格（全省庁統一資格）を有するものについても競争に参加できるものとする。

第3章 公告等及び競争

（入札の公告）

第6条 経理責任者は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

（一般競争入札について公告する事項）

第7条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一 競争入札に付する事項

二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

三 入札説明日時及び契約条項を示す場所

四 入札執行の場所及び日時

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

六 入札の無効に関する事項

七 契約書の作成の可否

八 その他必要と認める事項

2 前項第2号に規定する競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨を当該公告において明らかにしなければならない。

（指名競争入札における指名通知）

第8条 経理責任者は、指名競争に付するときは、前条第1項第1号及び第3号から第8号までに掲げる事項を、その指名する者に書面をもって通知しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の指名通知の場合に準用する。

（入札保証金）

第9条 経理責任者は、競争に付そうとするときには、その競争に参加しようとする者に現金又は確実に認められる有価証券等をもって、その者の見積る契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定により納付された入札保証金のうち、落札者の納付に係るものは、その者が契約を結ばないときは、岩手大学に帰属するものとする。

(入札保証金の免除)

第10条 経理責任者は、次に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

一 一般競争に参加しようとする者が、保険会社との間に岩手大学を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

二 第5条に規定する資格を有する者が、契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札説明会)

第11条 入札公告、指名通知（以下「公告等」という。）及び入札説明書で示した契約の内容、入札条件等で書面に記載することが難しい事項、錯誤の生じるおそれのある事項等について、補足説明をする必要があると認める場合には、入札説明会を開催することができる。

(予定価格の作成)

第12条 経理責任者は、契約締結する場合においては、あらかじめ契約を締結しようとする事項の仕様書、設計書等によってその予定価格を書面（以下「予定価格調書」という。）により作成しなければならない。

2 前項に規定する予定価格調書は、封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第13条 予定価格は、競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価をもってその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札の執行)

第14条 経理責任者は、競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書を、競争参加者又はその代理人（以下「競争参加者等」という。）より提出させなければならない。

一 調達件名

二 入札金額

三 競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印

四 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

(入札書の引き換え等の禁止)

第15条 経理責任者は、入札を執行しようとする場合において、競争参加者等をして、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをさせてはならない。

(入札書の訂正)

第16条 経理責任者は、あらかじめ入札説明書等において、競争参加者等に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争参加者等が押印しておかなければならないことを、周知させておかなければならない。

(代理人による入札)

第17条 経理責任者は、代理人が入札するときは、あらかじめ競争参加者等から代理委任状を提出させなければならない。

(開札)

第18条 経理責任者は、公告等にした競争執行の場所及び日時に、競争参加者等を立ち会わせて開札しなければならない。この場合において、競争参加者等が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(入札場の入退場の制限)

第19条 経理責任者は、競争参加者等、入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前条に規定する立ち会い職員以外の者を、入札場に入場させてはならない。

2 経理責任者は、入札開始時刻以後においては、競争参加者等を入札場に入場させてはならない。

3 経理責任者は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合の他、いったん入場した者の退場を許してはならない。

(入札の取り止め等)

第20条 経理責任者は、競争参加者等が相連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが認められないときは、当該競争参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

(入札書の無効)

第21条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当する入札書は、これを無効なものとして処理しなければならない。

一 入札公告及び入札説明書にした競争参加資格のない者の提出したもの

二 調達件名及び入札金額のないもの

三 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの

四 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

五 調達件名に重大な誤りがあるもの

六 入札金額の記載が不明確なもの

七 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの

- 八 入札公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- 九 その他入札に関する条件に違反した入札書

(再度入札)

- 第22条 経理責任者は、開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の範囲内での入札が無いときは、直ちに、再度の入札をすることができる。
- 2 前項の規定により再度の入札を行う場合においては、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(せり売り)

- 第23条 経理責任者は、動産の売り払いについて特に必要があると認めるときは、一般競争規則に準じ、せり売りに付することができる。

第4章 落札者の決定等

(落札者の決定)

- 第24条 経理責任者は、落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせ、落札者を決定しなければならない。
- 2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札を落札者としなければならない契約)

- 第25条 経理責任者は、支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他の請負契約の場合、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

第5章 指名競争契約

(指名競争に付することができる場合)

- 第26条 岩手大学における契約については、予定価格が1,000万円を超えないものを除き、会計規則第38条第2項に規定する指名競争に付することができる。

(指名の基準)

- 第27条 経理責任者が第5条に規定する有資格者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 指名に際し、著しい経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実が無く、かつ契約の履行がなされないおそれがないと認められる者であること。
 - 二 当該指名競争に付する契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定により官公署等の許可又は認可等を必要とするものにあつては、当該許可又は認可等

を受けている者であること。

三 特殊な工事等の契約を指名競争に付する場合において、その工事等の施行又は供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること。

四 指名競争に付する工事等の履行期限又は履行場所等により当該工事等に原材料、労務、その他を容易に調達して施行しうる者に行わせること又は一定地域にある者のみを対象として競争に付することが、契約上有利と認める場合において、当該調達をして施行することが可能な者又は当該一定地域にある者であること。

五 工事等の契約について、その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要がある場合においては、当該技術、機械器具又は生産設備等を有する者であること。

(競争参加者の指名)

第28条 経理責任者は、指名競争に付するときは、第5条の資格を有する者のうちから、前条の基準により、競争に参加する者となるべく5人以上指名しなければならない。

第6章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第29条 会計規則第39条第2項に規定する随意契約によることができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- 一 予定価格が500万円未満の契約をするとき。
- 二 国、地方公共団体その他公益法人と契約するとき。
- 三 外国で契約するとき。
- 四 岩手大学の生産物に関する物品を売り払うとき。
- 五 その他随意契約とする特別の理由があるとき。

2 経理責任者は、競争に付しても入札者がいないとき、又は、再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。ただし、この場合においては、契約保証金及び履行期限を除く他、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 経理責任者は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。

(予定価格調書の省略)

第30条 第12条の規定は、随意契約の場合に準用する。ただし、次に掲げる場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。

- 一 法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるもの
- 二 予定価格が500万円未満の随意契約で、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略しても支障がないと認められるもの

(分割契約)

第31条 経理責任者は、第29条第2項及び第3項の規定により随意契約によろうとする場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

(見積書の徴取等)

第32条 経理責任者は、随意契約によろうとするときには、なるべく2人以上の者から見積書を徴取しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、1契約あたり300万円未満の場合は1人以上の者から見積書を徴取するものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、見積書の徴取を省略することができる。

- 一 法令に基づいて、取引価格が定められている場合
- 二 特定の取引価格によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難である場合
- 三 第29条第1項第二号及び第三号による随意契約の場合
- 四 講習会費、学会費等その他これに類するものについて契約をするとき。
- 五 その他見積書を省略しても支障がないと認められるとき。

第7章 契約の締結

(契約書の記載事項)

第33条 会計規則第42条の規定により作成する契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- 一 契約履行の場所
- 二 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- 三 監督及び検査
- 四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 五 危険負担
- 六 契約不適合責任
- 七 契約に関する紛争の解決方法
- 八 その他必要な事項

(契約書の省略)

第34条 次に掲げる場合においては、契約書を省略して、請書、見積書、請求書等契約の事実を明らかにする書類をもって、これに代えることができる。

- 一 契約金額が500万円を超えない契約を締結するとき。
- 二 せり売りに付するとき。
- 三 物品等を売り払う場合において、買受人が代金を即納して物品等を引き取るとき。

(契約保証金)

第35条 経理責任者は、契約の相手方に、現金又は確実と認められる有価証券等をもって、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定により納付された契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、岩手大学に帰属するものとする。

3 契約保証金は、契約履行後に還付するものとする。

(契約保証金の免除)

第36条 経理責任者は、次に掲げる場合においては、前条第1項の規定にかかわらず契約

保証金の全部又は一部を免除することができる。

- 一 契約の相手方が、保険会社との間に岩手大学を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事保証契約を締結したとき。
- 三 第5条に規定する資格を有する者が、契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

第8章 監督及び検査

(監督職員の一般的職務)

第37条 経理責任者から監督を命ぜられた職員又は監督を委託された者（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認しなければならない。

- 2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立ち会い、行程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。
- 3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げるものがないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(監督職員の報告)

第38条 監督職員は、経理責任者と緊密に連絡するとともに、経理責任者の要求に基づき又は随時に監督の実施についての報告をしなければならない。

(検査職員の一般的職務)

第39条 会計規則第43条に規定する検査を命ぜられた者（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立ち会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

- 2 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 3 前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。
- 4 検査職員は、前3項の検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を記載して経理責任者に提出するものとする。

(検査の時期)

第40条 検査の時期は、経理責任者が相手方から給付を完了した旨の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。

(検査調書の作成)

第41条 検査職員は、契約金額が500万円を超える契約に係る給付の完了を確認した場合は、検査調書を作成しなければならない。

- 2 前項の検査調書は、納品書または完了報告書等への検収印の押印をもってこれに代えることができる。

(監督及び検査の委託)

- 第42条 監督及び検査は、特に必要があるときは、岩手大学の職員以外の者に委託して行わせることができる。

(兼職の禁止)

- 第43条 検査職員及び前条の規定により検査を委託された者は、監督職員及び前条の規定により監督を委託された者の職務を兼ねることができない。

第9章 代価の納入及び支払

(代価の納入)

- 第44条 経理責任者は、物件を売却し、貸付又は使用させようとする場合において徴収すべき代価があるときは、当該物件の引き渡し前又は使用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、相当の期間を定め分割して納入させることを約定することができる。
- 2 経理責任者は、契約の性質上前項の規定により難しいときは、物件の引き渡し後又は使用開始後にその代価を納入させることを約定することができる。

(代価の支払)

- 第45条 経理責任者は、検査を完了し、契約の適正な履行及び完了を確認した後に、契約の相手方から適正な請求書を受領した日から翌月末日までに代価を支払うものとする。
- 2 経理責任者は、契約の性質上前項の期間内に代価を支払うことが不相当と認められるときは、別に支払い期間を約定することができる。

第10章 委員会の設置

(委員会の設置)

- 第46条 契約に関する事務を行わせるために、委員会を置くことができるものとする。
- 2 前項に規定する委員会の職務、構成その他必要な事項は、別に定める。

第11章 雑則

(雑則)

- 第47条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成２０年３月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年１２月２７日から施行し、令和元年９月１４日から適用する。

附 則

この規則は、令和２年６月３日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和７年４月１８日から施行する。